

令和 8 年度の中央区緑化推進委員会について

1 委員任期について

当委員会の委員の任期は 2 年（再任可）※としており、令和 8 年 5 月末に任期満了を迎えます。

⇒来期のご案内を後日、送付いたします。

※中央区緑化推進委員会設置要綱 第 5 条

2 開催時期

令和 8 年 8 月及び 2 月の 2 回を予定

3 議題（予定）

- ・緑の基本計画における施策の進捗評価、検証
- ・緑の基本計画の改定に向けた準備検討

4 その他

「中央区緑の基本計画」の改定検討を行うにあたり、委員会の所掌事項について、以下の通り改正手続きを行う予定です。（修正：赤字部分）

■ 中央区緑化推進委員会設置要綱 改正案

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）基本計画における施策の評価及び検証に関すること。
- （2）基本計画における施策の事業及び取組の見直しに関すること。
- （3）基本計画の改定に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、基本計画に係る重要事項に関すること。